

必ずチェック 長野県最低賃金！

時間額

849円



効力発生年月日 令和2年10月1日(木)～
(改正前 時間額848円)

「最低賃金制度」は、働くすべての人(※業種及び年齢、雇用形態など不問)に、賃金の最低額(＝最低賃金額)を保障する制度です。

なお、最低賃金に算入されない賃金は、次のとおりです。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ③時間外・休日・深夜労働割増賃金
- ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)



長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ

【お問い合わせ先】

最寄りの労働基準監督署 又は、
長野労働局労働基準部賃金室
(☎026-223-0555)

※厚生労働省では、中小企業に対する賃金の引き上げのための業務改善助成金の支援制度を用意しています。詳しくは、長野労働局雇用環境・均等室
(☎026-223-0560)までお問合せください。

長野労働局